

高知工業高等専門学校情報処理センター規則

制 定 平成19年 3月30日
一部改正 令和 4年 3月17日

(趣旨)

第1条 この規則は、高知工業高等専門学校内部組織規則第3条第6項の規定に基づき、高知工業高等専門学校情報処理センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、高知工業高等専門学校（以下「本校」という。）の学内情報基盤の維持管理、運用及び設計並びに学内情報資源の有効活用のための企画、調整及び技術支援を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学内情報基盤の維持管理及び運用に関すること。
- (2) 学内情報基盤の基本計画及び設計に関すること。
- (3) 学内情報基盤の利用についての技術支援に関すること。
- (4) 学内情報システムのセキュリティ管理に関すること。
- (5) 学内情報資源の有効活用のための企画、調整及び技術支援に関すること。
- (6) 学外情報処理センター、広域ネットワーク等との連携に関すること。
- (7) その他センターの目的を達成するために必要な業務。

(組織)

第4条 センターに、次の各号に掲げる教職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター員
- (4) その他必要と認められた者 若干名

(センター員)

第5条 センター員は、本校の教育研究支援センターの中からセンター長の推薦に基づき校長が命ずる。

- 2 センター員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 センター員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 センター員は、センター長の命を受け、センターの業務に従事する。

(運営委員会)

第6条 センターに、その運営に関する重要事項を審議するため運営委員会を置く。

- 2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 センターに関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 高知工業高等専門学校情報化推進室規則（平成10年3月5日制定）は廃止する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年6月18日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。